

作成日 2023/07/05
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	スパッタ防止スプレー 高張力鋼・軟鋼用
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	スパッタ付着防止剤
整理番号	M230705

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓 中枢神経系 生殖器(男性)) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器) 水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 呼吸器、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、中枢神経系、生殖器(男性)の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)

	<p>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)</p> <p>熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)</p> <p>裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)</p> <p>使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)</p> <p>取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)</p> <p>環境への放出を避けること。(P273)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)</p>
応急措置	<p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>
廃棄	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	安衛法	
合成樹脂	5～10%	不明	不明	不明	不明
ミネラルスピリット	5～10%	不明	不明	不明	不明
1,2,4-トリメチルベンゼン	1～5%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	95-63-6
1,3,5-トリメチルベンゼン	<1%	C9H12	(3)-7,(3)-3427	既存	108-67-8
キシレン	<1%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	<1%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4

n-ノナン	<1%	CH ₃ (CH ₂) ₇ CH ₃	(2)-9	既存	111-84-2
ジクロロメタン	40~50%	CH ₂ Cl ₂	(2)-36	既存	75-09-2
ジメチルエーテル	30~40%	CH ₃ OCH ₃	(2)-360	既存	115-10-6

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診察を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。
出来るだけ早く医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診察を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。

消火を行う者の保護

適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。
容器からの漏れが止まらないときは、開放された危険性のない場所に運び出し放出する。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。
風上から作業し、風下の人を退避させる。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

換気のよい場所で取り扱う。
 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。
 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
 取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んで서는ならない。
 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。
 密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。

注意事項

発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。
 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。
 火気のある所では取り扱わないこと。
 40℃以上の所では取り扱わないこと。
 30秒以上の連続使用をしないこと。
 直射日光の当たる所や火気熱源の近くに置かないこと。
 食品、人体に向けて使用しない。

安全取扱い
注意事項

容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。

保管

適切な保管条件

直射日光を避ける。
 40℃以上の所や直射日光のあたる場所に保管しないこと。
 火気熱源から遠ざける。
 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。
 水分や湿気の多いところに保管すると容器が腐食されて破裂の恐れがあるので注意すること。
 長期間の保管を避ける。

安全な容器包装
材料

特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ジクロロメタン	50ppm	50ppm(170mg/m ³)【最大許容濃度】 100ppm(340mg/m ³)(皮)	TWA 50 ppm, STEL -
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20 ppm, STEL -
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL -
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 10 ppm, STEL -
n-ノナン	未設定	200ppm(1050mg/m ³)	TWA 200 ppm, STEL -

1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 10 ppm, STEL -
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。
排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。
取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

保護具

呼吸器用の保護具 有機ガス用防毒マスク

手の保護具 耐溶剤性手袋

目の保護具 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型

皮膚及び身体の保護具 長袖作業服等

適切な衛生対策 作業中は飲食、喫煙をしない。
マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	液体
色	褐色透明
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点	データなし
範囲	
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限	データなし
界／可燃限界	
	上限
引火点	データなし
自然発火点	引火せず
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配	難水性
係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.15g/cm ³
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	自己反応性なし
化学的安定性	通常条件下で安定
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	火気、酸化剤との接触
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	燃焼等によりCO(一酸化炭素)、NO _x (窒素酸化物)、SO _x (硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

11. 有害性情報
急性毒性

	経口	急性毒性推定値が2191.6693049mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が3400mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が15169.3707636ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性		区分2の成分合計が48.78%のため、区分2とした。 眼区分2Aの成分合計が45%のため、区分2Aとした。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性		区分1Aの成分が45%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.99%含まれる。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が0.99%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		データ不足のため分類できない。 区分1(呼吸器)の成分が45%のため、区分1(呼吸器)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が45%のため、区分1(中枢神経系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分3(麻酔作用)の成分合計が89.77%のため、区分3(麻酔作用)とした。 区分1(肝臓)の成分が45%のため、区分1(肝臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が45%のため、区分1(中枢神経系)とした。
誤えん有害性		区分1(生殖器(男性))の成分が45%のため、区分1(生殖器(男性))とした。 区分1(呼吸器)の成分が1%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が1%のため、区分2(中枢神経系)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が49.77%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が181.8%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
 排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。
 廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意

国内規制	陸上輸送	消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
	海上輸送	船舶安全法等に定められている運送方法に従う。
	航空輸送	航空法等に定められている運送方法に従う。
	輸出	輸出貿易管理令 別表第1の16の項に該当
国際規制	国連分類	クラス 2.1 引火性ガス(エアゾール)
	国連番号	UN1950
	容器等級	該当しない

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
 変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

	<p>エチルベンゼン(政令番号:70)(5%未満) キシレン(政令番号:136)(5%未満) ジクロロメタン(政令番号:257)(40%-50%) トリメチルベンゼン(政令番号:404)(5%未満) 鉱油(政令番号:168)(1%-10%) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予 防規則第38条3) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66 条第2項、施行令第22条第1項) 特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66 条第2項、施行令第22条第2項) 安衛則第577条の2第3項に規定するがん原性物質 (安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告 示第371号)</p>
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促 進法(PRTR法)	<p>ジクロロメタン 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条 別表第1) ジクロロメタン(別名塩化メチレン)(管理番号: 186)(45%) トリメチルベンゼン(管理番号:691)(1.8%)</p>
化審法 消防法 水質汚濁防止法	<p>優先評価化学物質(法第2条第5項) 非危険物 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定め る省令第1条) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中 央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会 第9次答申) 有害大気汚染物質・自主管理指針対象物質(平成8 年10月18日環大規第205号、令和4年10月18日 環水大大発第2210181号) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都 道府県への通達) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度V OC排出に関する調査報告)</p>
悪臭防止法 大気汚染防止法	<p>個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省 告示) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項 高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)</p>
海洋汚染防止法	<p>その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則 第12条、危険物の種類を定める告示別表) 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本 高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第 2)</p>
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法	<p>特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条 の4) 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30 年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令10 1号)</p>
港則法	
道路法	
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 特定有害廃棄物輸出入規 制法(バーゼル法) 水道法	

下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
	がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
16. その他の情報 参考文献	<p>製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。</p> <p>危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。</p>
その他	